

# **電気・ガス料金支援に係る 電気料金の特別措置**

(電気供給条件 [低圧] ・標準供給条件等への追加の供給条件)

2026年1月1日 実施

**九州電力株式会社**

## 1 適用範囲

この電気・ガス料金支援に係る電気料金の特別措置は、当社が別に定める電気供給条件〔低圧〕および需給契約条件または標準供給条件および選択供給条件等（以下「適用対象条件」といいます。）にもとづき低圧または高圧で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

## 2 料金についての特別措置

(1) 適用対象条件にもとづき電気の供給を受けるお客さまの電力量料金（需給契約条件の深夜電力における深夜電力A〔以下「深夜電力A」といいます。〕の場合は、料金をいいます。）について、2026年2月の料金の算定期間の始期から2026年4月の料金の算定期間の終期までの期間における燃料費調整額の差引きまたは加算に用いる燃料費調整単価は、適用対象条件に定める燃料費調整にかかわらず、適用対象条件に定める燃料費調整にもとづき算定された燃料費調整単価に(2)に定める特別措置の燃料費調整単価を反映したものといたします。

(2) 特別措置の燃料費調整単価

イ 深夜電力Aの場合

特別措置の燃料費調整単価は、1月につき次のとおりといたします。

	2026年2月の料金の算定期間の始期から2026年3月の料金の算定期間の終期までの期間	2026年4月の料金の算定期間
1契約につき	450円00銭	150円00銭

口 従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は、次のとおりといたします。

		2026年2月の料金 の算定期間の始期 から2026年3月の 料金の算定期間の 終期までの期間	2026年4月の料金 の算定期間
1キロワット 時につき	低圧で供給を 受ける場合	4円50銭	1円50銭
	高圧で供給を 受ける場合	2円30銭	0円80銭

3 そ の 他

その他の事項については、適用対象条件に定めるところによるものとい  
たします。